

もんじゅ安全性調査検討専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の安全性について、県民の視点に立ち技術的、専門的な立場から調査検討を行うため、もんじゅ安全性調査検討専門委員会(以下「もんじゅ委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 もんじゅ委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。  
(1) ナトリウム漏えい対策等の改善工事を含む「もんじゅ」全体の安全性に関する事項  
(2) その他もんじゅ委員会の目的を達成するために必要な事項

(もんじゅ委員会の構成)

第3条 もんじゅ委員会は、学識経験者の中から別表に掲げる委員をもって構成する。  
2 もんじゅ委員会には、座長を置き、委員の互選により選任する。

(運営)

第4条 もんじゅ委員会は座長が招集する。  
2 もんじゅ委員会での審議は、原則として公開とする。  
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(県民意見の募集等)

第5条 「もんじゅ」の安全性に関する県民の意見を把握し、もんじゅ委員会での審議に反映させるため、県民の意見を聞くものとする。  
県民意見の募集、その他「県民の意見を聴く会」等、委員会が必要と認めるものについては、別に定める。

(事務局)

第6条 このもんじゅ委員会の事務局は、福井県県民生活部原子力安全対策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、もんじゅ委員会に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。

< 委員名簿 >

氏 名	現 職
若林 二郎	京都大学名誉教授
児嶋 眞平	福井大学学長
柴田 俊夫	福井工業大学教授
中込 良廣	京都大学原子炉実験所教授
堀池 寛	大阪大学教授
榎田 洋一	名古屋大学教授